

いじめ撲滅代表標語（武蔵村山市立学校）

学校名	代表標語
第一小学校	手をつなごう みんなの心が 私たちの世界をつなぐ
第二小学校	一人じゃない あなたにかならず 味方いる
第三小学校	けんかはね くるしい いじめの 第一歩
第七小学校	知っていた？ 見て見ぬふりも いじめだよ！
第八小学校	ちょっとしたことが「いじめ」につながる 見て見ぬふりじゃなく たすけなきや
第九小学校	いじめなし みんなの心の 太陽で 笑顔の花が さきほこる
第十小学校	体の重さはちがっても 命の重さはみな同じ
雷塚小学校	見つけたら すかさず君が 助けよう
村山学園 (小)	「やめようよ」 君がそう言ってくれたから 未来の私に 笑顔がみえたよ
村山学園 (中)	「僕たちは、どんな顔して、笑ってる？」
第一中学校	君の勇気 その一言 誰かの心に 光さす
第三中学校	引きちぎれ いじめの鎖 今すぐに
第四中学校	考えよう 自分がされて いやなこと
第五中学校	思いやりと自律心 あるならできる 心の傷 0

いじめ防止

【家庭では】（発見のポイント例）

- 学校や友達の話をしたがらない。
- 持ち物にいたずら書きの跡があったり、壊れたりする。
- 体のあちこちに傷やあざがある。
- 家族一緒にお風呂に入りたがらない。
- 朝になると、頭痛や腹痛などを訴え、登校を渋る。

【地域では】（発見のポイント例）

- 一人で下校するようになる。
- 遊びの中でいつも笑いものにされたり、からかわれたりする。
- 同級生よりも年下の子供と遊ぶことが多くなる。
- 近所の人に、挨拶をしなくなったり、うつむいたりする様子が見られるようになる。

いじめ撲滅のための連携機関

（いじめ撲滅サミット参加健全育成関係機関）

東京都教育庁（多摩教育事務所） 東大和警察署 北多摩西部消防署 小平児童相談所  
 人権擁護委員 民生・児童委員協議会 保護司会 更生保護女性会 青少年補導連絡会  
 防犯協会 青少年対策地区委員会 学校評議員会 学校運営協議会 各小・中学校 PTA  
 北多摩西部消防少年団 子ども家庭支援センター 児童館 学童クラブ 教育相談室  
 放課後子ども教室 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー  
 自治会連合会 村山団地連合自治会 商工会



武蔵村山市教育委員会 教育指導課  
 〒208-8501  
 武蔵村山市本町1-1-1  
 電話 042-565-1111（内線440）

# いじめ撲滅！

## ～いじめ防止対策推進法が公布されました。～

### （いじめの禁止）第四条

児童等は、いじめを行ってはならない。

\*この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

### いじめ撲滅宣言

【主旨】

私たちは、楽しい学校生活を送る権利をもっています。また、他の人の人権を大切にする義務があります。そしていじめは、この権利を奪うとともに、義務に反する行為です。

いじめは、いじめられた人だけでなく、いじめをした人や、周りで見ていた人の心も傷つきます。

いじめは、絶対にしてはいけないことです。

私たちは、本当は、優しい心をもっています。

私たちには、人を思いやり、愛する心があるのです。

その優しさを表す勇気こそ、私たちはもつべきなのです。

【宣言】

- 1 私たちは、どんな理由があっても、いじめをしません。
- 2 私たちは、いじめを見たら、必ず注意をしたり、先生や身近な大人に伝えたりします。
- 3 私たちは、楽しい学校を、みんなの力でつくります。

平成24年10月5日

武蔵村山市立学校 生徒会・児童会

平成25年9月  
 武蔵村山市教育委員会

# いじめ防止対策推進法【概要】への対応

【目的】いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。  
 【いじめの定義】一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）であって、対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

## 学校

## 教育委員会

## 保護者

（保護者の責務等）第九条  
 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行う。

（学校及び学校の教職員の責務）第八条  
 学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童・生徒がいじめを受けると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

- ◆「武蔵村山市立学校 ぼくたち わたしたちの いじめ撲滅宣言」の活用
- ◆「いじめ認知報告票」・「いじめ対応記録票」の作成・報告
- ◆「人権教育プログラム」を活用した教職員研修の実施
- ◆アンケートによる実態把握
- ◆生活指導全体会の開催
- ◆ふれあい月間の取組

（学校いじめ防止基本方針）第十三条  
 学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

- ◆学校経営方針への位置付け
- ◆「武蔵村山市立学校 ぼくたち わたしたちの いじめ撲滅宣言」の活用

（いじめの早期発見のための措置）第十五条 3項  
 学校は、児童・生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行える体制を整備する。

- ◆担任や養護教諭への相談
- ◆生活指導部会等による組織的対応
- ◆スクールカウンセラーへの相談

（校長及び教員による懲戒）第二十五条  
 児童・生徒がいじめを行い教育上必要があると認めたときは懲戒を加えるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）第二十二条  
 学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。

- ◆生活指導部会・教育相談連絡会等
- ◆スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの連携

（学校評価における留意事項）第三十四条  
 学校評価で、いじめの早期発見、いじめの再発防止のための取組等について評価を行う。

（学校設置者の責務）第七条  
 学校におけるいじめ等防止のために必要な措置を講じる。

- ◆いじめ問題の解決と未然防止のための指導の徹底（通知）
- ◆「人権教育プログラム」を活用した教職員研修の実施
- ◆「武蔵村山市立学校 ぼくたち わたしたちの いじめ撲滅宣言」発行
- ◆「いじめについて 保護者から『学校は何もしてくれない』と訴えがあったときに」フローチャート作成
- ◆「武蔵村山市 いじめ追放アピール」の徹底
- ◆「いじめ撲滅サミット」の開催
- ◆いじめ標語の学校掲示
- ◆校長会・副校長会開催
- ◆初任者研修会開催
- ◆生活指導主任会開催
- ◆人権教育推進委員会設置
- ◆学校訪問実施

（地方いじめ防止基本方針）第十二条  
 いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。

- 1 いじめは絶対に許されないことを、子供にしっかり教えよう
- 2 子供に人権の大切さを教え、思いやりの心を育てよう
- 3 子供の様子や変化に気付き、じっくり話を聞こう
- 4 大人が力を合わせ、子供たちを温かく見守ろう  
 （「武蔵村山市 いじめ追放アピール」より）

（出席停止制度の適切な運用等）第二十六条  
 いじめを行った児童・生徒の保護者に対して出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

- ◆「懲戒と体罰の正しい理解のために①」作成・配付
- ◆「懲戒と体罰の正しい理解のために②」作成・配付
- ◆「武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止措置の運用に関する要綱」制定

（重大事態への対処）第二十八条  
 学校の設置者又は学校は、重大事態が発生した場合、重大事態への対処と同種の事態発生防止のために、組織を設け事実関係等を明確にするための調査を行う。  
 第二十八条 2項  
 調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に必要な情報を適切に提供する。

【重大事態とは】  
 ①いじめにより当該児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
 ②いじめにより当該児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・調査及び再発防止組織の設置

・適切な情報提供

## いじめの相談機関

実施機関	事業名等	事業概要	対象	受付時間帯	連絡先	備考
武蔵村山市教育委員会	教育相談室	教育全般の相談	小・中学生 保護者・教職員等	面接・電話相談（平日） 9:00~17:00	0120-910-548 042-590-1470	市民総合センター3階
武蔵村山市子育て支援課	子ども家庭支援センター	福祉・保健・医療等との連携による子供と家庭における総合相談	18歳未満 保護者	面接・電話相談（月～土） 8:30~19:00	042-590-1152	市民総合センター2階